

第二編 意見

目次

- 一、教育勅語に關する意見
- 二、教權確立問題に關する意見
- 三、學校体系に關する意見
- 四、教員協會又は教育者聯盟に關する意見
- 五、教育方法問題に關する意見
- 六、國語國字問題に關する意見

一、教育勸諭に關する意見

一、從來の教育勸諭は天誅の公道を示されしものとして決して譲りにばらざるも、時勢の推移につれ國民今後の精神生活の裨益たるに非ざるものあるにつき更めて平和主義による新日本の建設の基幹となるべき國民教育の新方針並びに國民の精神生活の新方向を暗示したる如き詔書をたまはり度きこと

二、右詔書は學校にある兒童生徒等並びに家庭を對象とするものなるも、更に一般國民にも親しく御時ひかけたるふものであり度きこと

三、右詔書はその主眼として

- 一、人間性（徳の完備と相互尊重、寛容協和のこころ、宗教的偏見等々）
- 一、自主的義務（自發自意的生活態度等々）
- 一、合理的義務（統制と参考等々）
- 一、社会生活（自治と責任、自治と法律精神、社会的正義等々）

- 一、家族及隣保生活
 - 一、國家生活、日本民族共進
 - 一、國際精神
 - 一、平和と文化
- 等の義務を重んぜられたること

以上詔書は如何なる順序にせよ徳目の列表を避け度くまたこれを陛下より御命令になる如き御言葉は勿に避けることになしていただき度く陛下自ら民に元んじて國の將來を御憂念せられ教育に對して是大の御責任を背せたまふ御旨の十分御心出たものをおいたさきたし。

徳目にして從來の教育勸諭は表の道徳より出立し、虚言、偽善の徳にいたる順序既三なるも、かゝる徳目よりも更に根本に、人のそのもの、本質を完成する普遍的道徳がある。三に挙げたるは大方この種の道徳であるが、これが從來の教育勸諭に缺けてゐた。即ち國家と皇統とを最初の、そして最後級の教育自體として、個人と民族の

復讐を認めぬかのやうな疑があつた、この點についての御修正を御
示していただき度い。

また「親臣長・・・スヘシ」といふ如き御命令に依た御言葉も是
手に送けていただき度いと愚ふ

三石藩書は極めて平明で人々に読しみ易い形をもつて、若し出来るなら
は國語文書をもつて御示し下さるを望む、益處として本年頭の藩書の
如き形式でいただき度い

二、教員獨立の意思に關する意見

教員獨立の方法に關しては種々考案せらるべきも本委員會は其の範圍を米國委員より示唆を受けたる Board of Education 制度に付き考究することと決定したり

米國委員の說明は固より國情と歴史とを共にする日本にそのまま實現するを得ざるも其の大體に於ては中學校及國民學校に對し教員獨立を期する方法として充分考慮に値するものと認め慎重に論じたる結果其の要點としては大體に於て一、二、三、の委員會の意見は左の如し

一、學校に對する文部省及地方官の監督權を縮少し其の發する指示命令は大體に止むること

二、府縣に地方教育委員會（以下委員會と稱す）を設くること等該委員の權限は之を急止すること

三、委員會は法律を以て之を定むること

四、委員會は知事の監督下に在るも之を議決權とする

五、委員の数は十名を標準とし現職教員、地方教育委員、官吏及公民より選

3

定す其の教員たるものは教員之を互選し公民たるものは一般の選舉に依り之を定む但し公民に付ては被選舉資格に條件を付する要あるべし

其の數の配分に付ては更に考究するを要するも官吏は定員十人に付一人を薦へざること

六、府縣を若干の區域に分ち其の區域に一の委員會を設くること其の數は一一定するを得ざるも其の所管區域に大に過ぐるときは地方の實情と相離するに至るべく之と反對に委員會の數を減りに増加するときは委員會と地方との情實關係を調整するの義あり

七、委員會は其の區域内の中學校及國民學校に對する試験を行ふものとするは勿論兩者の間の優劣を矯正する制度を前途とするものなり從て兩者の教員資格及養成訓練並待遇等の統一をなすことを期す西月一日より實施せられたる學制令及、官吏制度の改正は此の希望と一致するものなるが故に固より妥協なきも兩學校間の差別撤廢を實現することに更に一層の努力を拂ふこと

八、委員會は知事に對し教員の任免獎勵、教科書の採用（國定教科書の停止を前提とす）教科課程の標準決定等に對し其申權を有すること從て

議事の職務は學校經營に對する指導援助をなすに止り人事に關與せず
但し知事及委員會に對し報告書を提出せしむることとし其の中に人事
に關する意見を述べしむるは適當なり

九國民學校及青年學校の經費供給は法律を以て國及府縣の負擔と規定せ
らるゝが故に此の點より教職の確立を脅かさるゝ虞なきに至りたるも
校費に付ても亦市町村富農者又は父兄會等の援助を求むる學校當事者
の勞苦を軽減し此の方面よりも教職の確立を講るか爲めに法律を制定
し生徒兒童一人當の金額を定むること爲要なり但し此の金額は學校を
維持する最低限度たるべし並學校當事者と教育を連携する市町村富農
者との協方に依り學校施設を充實せしむるの義務は充實を要すべきも
のと信ずればなり而して其の教育金額は地方に依り又學校の種類に
依り差異あること當然なるが故に委員會に依り決定せらるゝものとす
すこと適當なり又此の校費の最低金額は亦又府縣の負擔となす
べきものとす

三、學校体系に關する意見

現行の我が國學校系統の主なるものは國民學校初等科修了後

(一)中等學校・高等學校・大學へと通ずるものと、

(二)中等學校・專門學校へと通ずるものと、

(三)國民學校高等科・青年學校へと通ずるものと三種に大別されてゐる。

(一)は第一級の最終學校即ち大學へ通ずる系統であり、(二)及び(三)はそれぞれ第二位及び第三位の最終學校へ通ずる系統である。而してこれ等の各系統は互に他の系統への連絡即ち横の連絡を欠いてゐる。

この學校系統の三種別は國民生活の階層化を助長するには有利を斷度であるが、能力に應じて進學に、又生活向上に均等の機會を與へる爲には不利を斷度である。何故ならば(一)の系統を追ふて高等學校へ入學した者は當然大學への進學が許され、大學卒業後は最良學府を出た者として他の學校卒業生よりも一層優位に昇り得る機會を與へられ易くなつてゐるが、(二)の系統を追ふて專門學校へ入學した者は中等學校在學當時の學業成績及び品性等の如何にかかはらず、大學(或は高等學府)への進學に大

5

なる阻礙を受け、大部分はその卒業後(一)の系統を追ふた者よりも劣位に立たざるを得ないやうになつてをり、更に(三)の系統を追ふた者は、一學分値かの者を除くの外は上級學校への進路を見出し難くなつてゐる。

社會の階層化が著明上行はれることは避け難いことであるが、これを學校系統の制度の上から助長するが如きことは、民主主義の要求の強い現時に於ては出来るだけ改めらるべきではなからうか。

我が國學校系統の改正に關しては早くより識者の注意を引き、今より三十數年前には工業教育者の間に於て中等工業學校と高等工業學校と大工業學校との三段階を二段階とすべきであるとの案が提出せられ、その後菊池大輔氏の提議があり、更に昭和十二年には教育同志會の改正案が提出せられた。これ等の改正案は内容上多少の別はあるが何れも現行の(一)と(二)との系統の別を改めて一系統にせんとしたものである。而してこれ等の改正案中教育同志會の案は當時有力な支持者も多く、その結果教育委員會の議にも上つたのであつたが、僅か一票の差で否決せられたと傳へられてゐる。

しかし昭和十二年と今日とでは階層は一變してゐる。それ故に「米國教育使節團に協力スベキ日本側委員」はその會合に於て、我が國民の教育の程度を一層向上せしめるとともに教育の民主化を一層促進せしめる意味に於て學校系統の問題をも審議すべきであるとして、率々意見を交換し次の如き二案を得た。但しこれ等の案は日本側委員の會合の決議となつたものでなく、参考案として大多數の委員の賛成を得たものである。

第一案

- (一) 舊四才より六才に到るまで二ヶ年間を幼稚學校の期間とし、舊五才より六才に到る一ヶ年間を出來るならば義務制にすること。
- (二) 舊六才より六年間の小學校に入學せしめ、これを義務制にすること。
- (三) 小學校の上は三年間の初級中學校（是に中學校としてもよい）を置きこれを義務制とすること。但し初級中學校に於ては職種別の中學校別を設けず、主として普通教育を行ふ中學校とすること。

舊三年間の初級中學校の上は、一方に三年間の上級中學校（舊中學校としてもよい）を設けるとともに、他方三年間の青年中學校（分日制）を設けること。而して上級中學校へ入學しなば若くは青年中學校に入學せしめること。を以て上級中學校及び青年中學校には職種別の中學校別をも認めること。

舊三年間の上級中學校の上は舊三年間又は五年間の大學を設けること。而して上級中學校の卒業生にはその中學校種別の如何を問はず等しく大學への入學資格を認めること。

舊三年間の青年中學校の上は三年間の研究科を置き、研究科終了者に対して上級中學校卒業生と同等に大學入學の資格を認めること。

舊大學は一度には尋常教育機関とするも、更に中學校の理論及びその應用を一層深く攻めんとする者の爲に綜合大學に大學院を設け、ここに於てその研究を助成するとともに、我が國科學の發達に資すること。而して大學院への入學資格は何れの大学の卒業生でも同等に與へらるること。

舊高等學校（現行）は若くこれを改定して、教育大學とし、教育大學への入學資格は舊の大學と同様にすること。而して教育大學の卒業生は

小学校及び初級中学校の修業となり得ることとするものと、その大
学の卒業生も一定の訓練期間を経た後これ等の学校の修業たり得る
こととする事。

上級中学校の修業資格は大学卒業後一定期間専門学校の修業に従事し
、國家試験（科目別修業規定）に合格したる者に限る事。

第二案

第一案と大差をさし、第一案は初級中学校三年、上級中学校三年、高
等学校三年とあるを初級中学校二年、上級中学校四年、高等学校四年
とせんとするものである。

右案の説明

一 義務教育年限延長の實態は國民一般の要請であるが、現在の方針であ
る八ヶ年よりも九ヶ年（小学校六年、初級中学校三年）とすることか
望ましい。何故をれば現在の國民一般の要請は至極程度では國民生活に
必要なる産業、政治、文化の進歩に不十分なる所多く、日刊新聞の
専載記事すら賞賛し難い有様である。これは教育方法の如何にもよる

7

が、年限の不足による弊も大きい。

一 義務教育九ヶ年とする場合はこれを二段とし、六年間の小学校と三
年間の初級中学校とに分つことが望ましい。何故をれば生理的心理的
の發展段階の著しく異なる児童を一つにまとめて教養することは多く
の困難があるからである。それは又小児が完了した以上は學業の進歩す
ることについて、児童は漸次知識を心の土に植て、基礎上一層より教
養を上げ得るからである。

一 第二案は現行の國民学校をそのまゝ初級中学校とたし得る事
をもつてゐるが、二年間の一級には幾々の級があることを見しなれば
はからる。第二案は義務教育を八ヶ年以上に延ばすことが著しく困
難である場合に於てのみ行へらるべき案である。

一 現行の上級中学校へ進出する者と國民学校の上級部進出者とを國民
学校修了の時進出に於て分けてゐるか、これは國民学校修了中より
進出化を暗示することとなり得る。進出は進出以上の進出への進出は
義務修了後とすることが望ましい。

一 上級中学校は初級中学校に於て中等程度の普通教育を修めたる者を入
せしめることとなる故、ここでは一層高等なる普通教育を施すことが
出来、又職業教育を施すことも出来、ここに於て國民中學層となるべ
き者を十分に養成することか出来る。第二案に於て四年制としてある
のは第一案に比して普通教育一ヶ年不足してゐる者を十分に教育して
、現在の高等學校又は専門學校の二年に近い程度の人材養成を目指し
てゐるからである。

二 第一案及び第二案の目標と執行面との間の最も大きい差は専門學校の
有益の新である。専門學校なるものは自立では主として工・商等
の職業教育施設となつてゐるか、現在では大学の工学部、工學部、商
学部又はこれ等の専科大学の外に専門學校を設けしければならぬ
らしい理由は明らかではない。技術方面に於ても大學卒業の技術者の
下に前記上級中学校卒業程度の技術者があれば、特に専門學校卒業の
技術者の乏はなからうとの意見も多い。をほその外に専門學校出
身者が大學出身者より甚だ低い地位に置かれ易い點は上、前者の同

8

に好きしくたいと云ふ事があるやうである。又専門學校出身者がかかると
置かれ易い點は上それ等の入生の向上心・研究心等も頗り易いと
言もする。これ等の點から見て専門學校及びそれと同程度の教育に
來るならば内容を更に充實して大學とすることを望ましい。

一 上級中学校より大學へ入學し、四ヶ年又は五ヶ年で大學卒業とする
、現行よりも一ヶ年たけ普通程度が少くなる。従つて大學卒業生の
数の低下が起るであらうとの心配がなされる。しかし上級中
に於て現在の高等學校二年程度に近い教育を施し、大學に於て最初の登
年を各学部の基礎的訓練の一歩に向け得るやうに工夫するならば、
力及び眼見に於て何等現在の者より劣る點を見ることがないであら
うと考へられる。假りに校分の低下が起るとして、現在大學卒業生
一人、専門學校卒業生三人の割合にて出る者が大學卒業生四人となつ
て居ること、國民の文化水準の上昇は今日より一歩の上昇すると
考へられる。をほ又大學卒業生総合大學の上昇する大學院に於ける研究
指導の方法を改善することによつて、今日以上に一層有用の人材を多く

世に於ることも出来る。

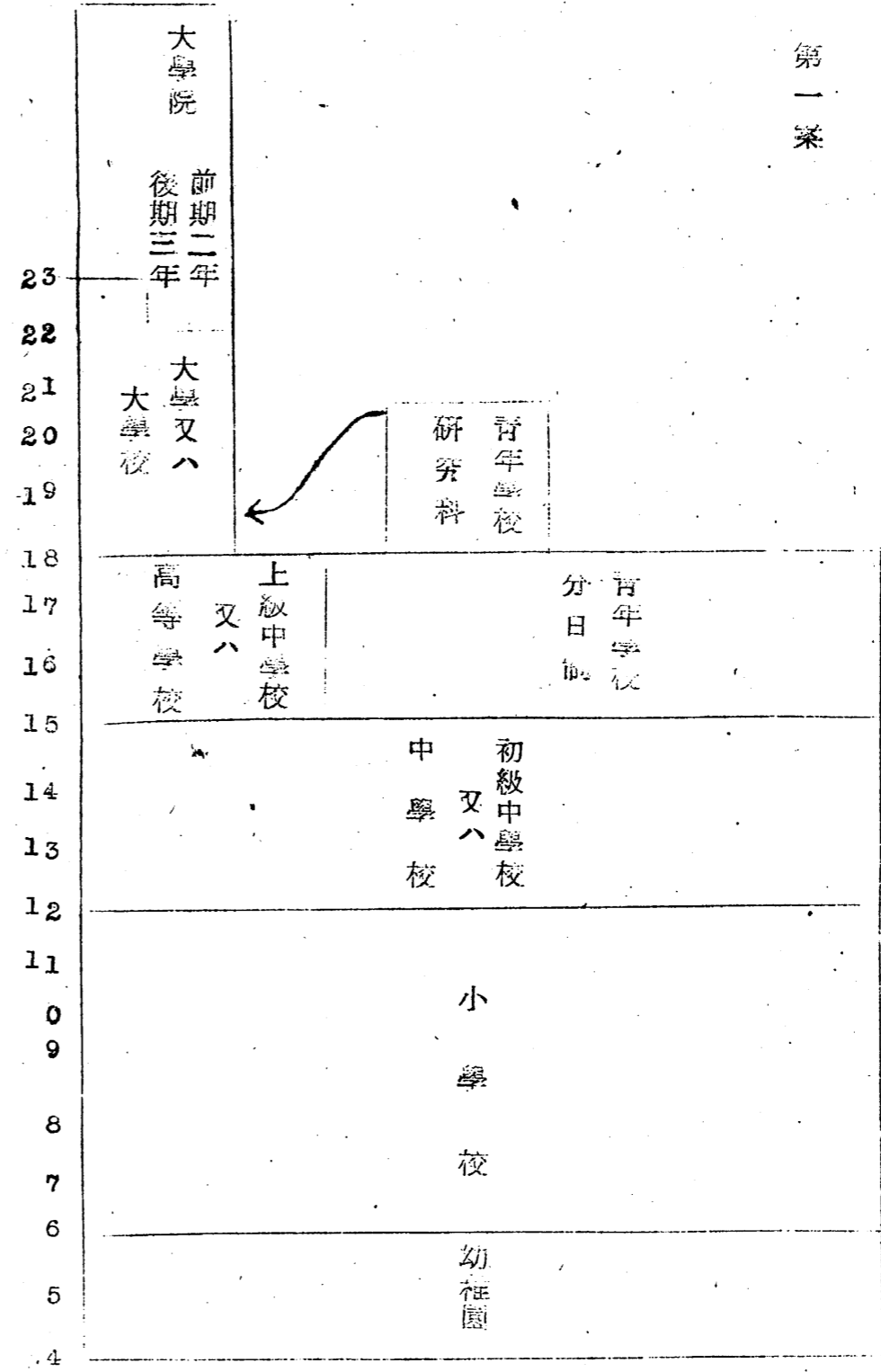
一以上の如き弊を除去しては所謂高等學校の長所といはれてゐるものを盡くふ學校がなくなる故、人柄を月とかりをいといふ非難がまつた。所謂高等學校の長所を盡くするものは國運の前途のことであるが、それは高等學校でなければ盡くへないのであらうか。大正八九年頃までの高等學校とその後の高等學校とはこの氣風の様成にもかなりの差があるのではなからうか。卒業後置く次に來るものに對する配属の有無がこの氣風の養成に關係があるといはれてゐるが、もしそうであるならば、それは中等學校に於ても十分に養ひ得るものである。要は上級學校か下級學校の教育を信用する態度を確立することである。

尙現在の高等學校の特長の一つが特に右の如き人物養成に在りとするは、現在三十餘校の高等學校生徒のみが大學に進學する結果後等のみが將來國家社會の指導者となるの特長を享くこととなる。又他の特色が大學教育の爲の證書の修得に在りとするれば、夫れは寧ろ現在の中等教育の謬りを示すものであつて、寧ろ夫れ以前の學校に於て學を修るを修れりとする。

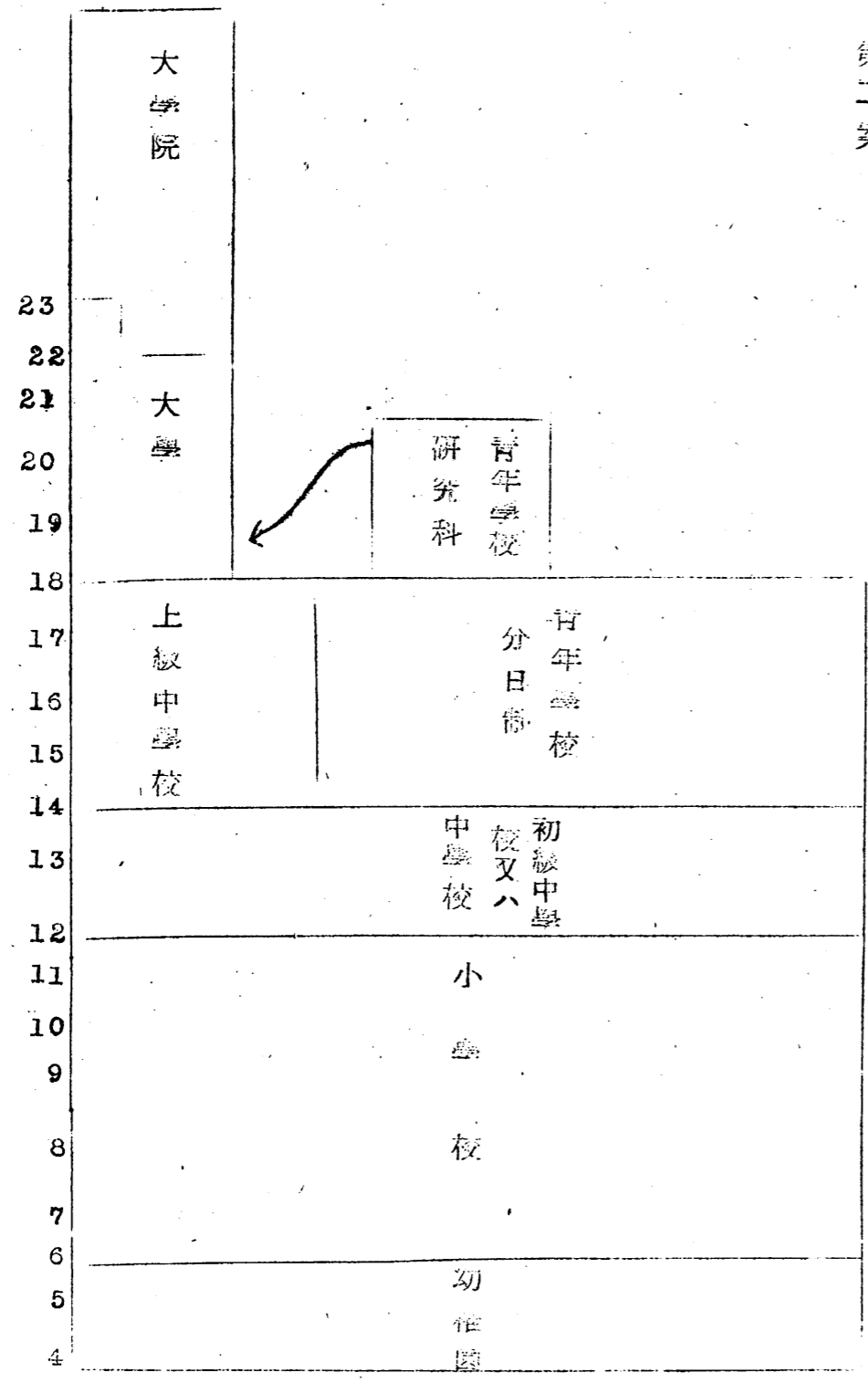
一附屬學校に於ては必ずついてゐる國語は一掃すべきであるが、寧ろ國語方に於ける教員を養成するの爲は各府縣に國語大學のあることが望ましい。多數の教員を補充して行く爲にはかかる大學のあることが好都合である。但し國語大學は他の大學と全く同じ立場にあるものであり、その學生に何等特別の特長もなく、又卒業生は小學校・初級中等學校の教員とをり得る外特別に學問を習ふこともないやうにすべきである。

上級中等學校は現在の高等學校二年に近い程度の内容を備すものである故、その教員もかなり専門的知識を備へてのなければならぬ。隨つてそれは大学院にて二年位研究を重ねた者にして決定試験に合格した者とすることが適當である。

第一案



第二案



四、教員協會又は教育者聯盟に對する意見

一、其の本質

教員協會又は教育者聯盟は本來憲法の保障せる組織の目的に基き協力を互所の義務に負りて形成せらるゝ教員の自發的自治的組織たるべきものとす従て教育行政當局も又並に其の成立を尊重すべからざるは勿論、寧ろ進んで其の成立を奨励し且其の健全なる發達を助長すべきものなり

二、其の目的

教員協會は教育者聯盟は其の自主的、協同的活動に依り左記の目的の達成に努むべきものとす

- (一) 生活條件の改善、地位の安定
- (二) 知識の研鑽、徳養の涵養、社會奉仕の向上
- (三) 教育制度の革新、教育内容の充實、學校經營の民主化
- (四) 福祉増進、相互扶助

三、其の組織

教員協會又は教育者聯盟の組織、經營等は各協會又は聯盟が其の自主的決定するを原則とするも、概ね次の如く達成に資するを適當とすべし

- (一) 其の單位組織は一定地域（例へば都、道、縣）内に於ける同種同族の職業者に對して（例へば都、道、縣）内に於ける同種同族の職業者に對して）を以て成立す、但し其の幹部は會員の選挙に依るものとす
- (二) 上記の單位組織は更に廣範圍の一定地域（例へば各府縣）内に於ける同種同族の職業者に對して（例へば各府縣）内に於ける同種同族の職業者に對して）を以て成立す、但し其の幹部は會員の選挙に依るものとす
- (三) 上記の單位組織は更に廣範圍の一定地域（例へば各府縣）内に於ける同種同族の職業者に對して（例へば各府縣）内に於ける同種同族の職業者に對して）を以て成立す、但し其の幹部は會員の選挙に依るものとす

- (四) 上記の組織は全國的に共同して一體の組織を構成す
- (五) 上記の全國的組織成立したるときは現在の大日本教育會及大日本教育會の事業をも繼承したる組織と機能とを有するものたるべし

只教育協會又は教育者聯盟と労働組合

教育協會又は教育者聯盟は行進改革を主要目的とするが、其の性質に於て普通の労働組合と略同様にして、現存せる教育組合にして労働組合に準據して設立せられたるもの少からざる實に在り、併しながら教育は其の職責上青少年の訓育指導に當るべき重大使命を有することになり、協會又は聯盟の目的達成手段は常に慎重機微を旨とし、職に無辜盲動を戒め、労働争議に類するが如き行動は努めて之を避くることを要す

五 教育方法問題に關する意見
一 緒言

教育の效果は教育の方法によつて初めて實現せられ、その方法は教育
媒の重點の置き方によつて異らねばならぬ。今や我國教育全面の刷新
が企圖せられる時、教育制度、學校體系等と共に、教育の方面も亦全面
檢討を必要とするが、特に新日本の民主的國民性格のために、兒童生徒
の自主性と社會性と、そのために必要な自發的能動的性を發展強化せ
しむべき方法の研究は最も急務である。米國教育使節團が、他の重要な
問題と共に、教育方法問題を強く取り上げて、我國の従來の教育方法の
弱點を指摘せるのも、此の點に就てあると考へられる。しかもそれら
の弱點は、我が國の進歩的教育者の疾くに自ら認め來つてあるところ
あり、委員會は此の機會において、その刷新の實現を切望して已まな
い。但、教育の方法は、教育の目的が一面に偏してならぬと同じく、偏り
用ゐらるべきものでなく、徳性と知性、健康と知能、その他多くの重要
なる關係と連繋とを考慮せられなければならない。又、教育の方法は、
單に技術的方法に止まらずして、教師の人格と教育精神とに俟つところ
が、極めて深く大きいことも常に重視せられてゐなければならぬ。た
だ茲には、正しき教育方法の廣く深き契ゆきと幅とを背景として、特に
刷新を急とする點を強調せるものである。

二 教育方法刷新のための基底概念

教育方法は、部分的に未端的に、こまかに運用されなければならぬ、
どこまでも實際の作用であるが、それを大きく方向づけるものは、教育
活動に關する觀念による。その基底概念の主なるものを挙げる。

(一) 教師の教育活動の主眼點の置きどころとしての兒童と教科。

教師の教育活動は、兒童と教科といづれをも重視することは評されな
いが、従來の通念には、教科を主眼とする傾きがあり、極言すれば、教
科のための教育とさへなる風がないでもなかつた。この場合、教師の教
育的關心も方法的工夫も、教科を兒童への、所謂教へ方に偏し、注入主
義、記應主義でないにしても、専ら受け取らせ方の苦心に終るのは免れ

ない。その結果、児童の自發的能動性の發展に機會が與へられない。これに對し、児童の生活々動の教育に主眼點を置く場合には、教師の關心と方法的工夫は、強く児童に向けられ、又児童の教育心理的法則によつて考慮せられ、教科は寧ろ、そのための具となるともいへる。教科を児童を教科によつての教育ともなるのである。勿論、教科はその文化價值と、その各種の心理性とに基いて尊重せられ、そこに教師の關心は常に大でなければならぬが、児童をして教科の容器に止まらしめてならないことは、それ以上大きな關心でなければならぬ。教科本位の教育方法に對して、児童本位の教育方法ともいへるゝものゝ別が茲に生ずるのである。

(二) 教育活動の場としての學校観—單なる教育の場所か、教育機能の場か。

教師の教育活動を方向づけるものゝ一つとして、學校に就ての考へ方がある。素より學校は、そこで教師が教育する場であるけれども、それはたゞ學校において教育するといふ意味と、學校によつて教育を行はしめるといふ意味とで、二つの異つた概念になる。前者の學校観にあつては、教師の直接活動—講義、説明、等が教育方法の主動にならなければならぬ。而して、そこにはその教育的方法が、所謂教授法の狭い意味で工夫せられ又いろいろ變遷もする。しかし、教師即ち大人の活動に直接に指導せられる時、児童自身の生活は必ずしも充分に發展しない。巧妙なる教授法によつて、却つて児童の自發的能動的發展が、親切に止せられたりする。學校が教師のための教壇と児童のための小さい机と腰掛だけである場合、それは免れないことでもある。これに對して、後者の考へ方、即ち學校によつて教育が行はれるとする學校観にあつては、學校はたゞ場所でなく、児童をして自己學習活動を、活潑に豊富に又組織的に誘發せしめられ、充實せしめられるやうに施設せられた、それ自身教育方法でなければならぬのである。児童が旺盛な自發活動性、興味性、創造性、工作性をもつものであることは児童心理學の證明するところであるが、それが實生活々動となるためには、環境の機會を俟たなければならぬ。たゞ壁に圍まれた空虛な教室において多く期待せられるも

のでない。その環境的機会を具備するところに學校の教育性が認められるのであり、そこでこそ兒童が自己の生活々動で自己の生活々動を教育する教育方法が實現されるのである。これを要約して教師本位の教育法に對する生活本位の教育法ともいひ得るが、その環境の教育的充實と生活の指導とは、一つに教師の方法的活動によつて完ふせられるもので、その意味では決して教師本位が否完せられるものではない。自分の身だけを以てする直接活動よりも如何に多くの苦心と努力を要することもかも知れぬ位である。しかも、この點において、我が國の學校の餘りにも貧弱な事は、たゞに經費上の理由によるだけでなく、學校そのもの、舊式なるに由来するのでなからうか。この學校觀が訂正せられ、學校經營の重點が茲に置かれぬ限り、新教育方法の效果の擧がらないことは、從來の種々の教育法の實驗の遺憾ながら示した通りである。

(三) 教育方法の要具としての教科書觀

教科書は教科を代表する。従つて教科に就て考へられたことが、教科書の教育における位置を明らかにする。しかし、教科書は圖書と文字との尊重に偏する舊來の學校教育觀において、特殊の位置を與へられてゐるが故に、それが教育方法に影響するところは甚だ多い。若し教科書が教育の中心とされるならば、兒童の生活々動は受動的ならざるを得ず、少くも讀書興味の自發に限られ、それも實は知識受領の傾向に終らしめるであらう。然らば、如何なる教科書こそ眞の教科書であるかといふことは容易に定言し難いとして、學校といふ自己學習の場には、自ら讀書し、引用し参照し、以て學習の實質資材とする多くの本と、それをたゞりに自學自習を促され又進められ得る指導書と、二種の教科書がなくはなるまい。今日の教科書は、そのどちらでもなく、どちらでもあるとするとともに頗る不徹底なる教具になつてゐる。教科書に對する正しい考へ方は、教育方法の正しい結果であると共に、自發をなすものともいへるであらう。

三、よき教育方法實現のために

前述せる基底觀念の上に、その實現のために必要な諸點を、次の如く

教へることが出来る。

(一) 教師の就任前教育及就任後再教育における教育心理學の重視
このことは、現代教育科學の進歩として、更めて擧げるまでもないが、我が國の事際として未だ甚だ不充分なるを遺憾とする。即ち、教育心理學の知識が、實際の教育方法に浸透してゐないと共に、應用心理學たる教育心理學が實際に密着して研究せられてゐない兩面の缺陥がある。これが解決の一策としては、我が國教育のための教育心理學を、個人的研究に委ねず、一大研究機構の下に集積完成すべきである。教育研究所の必要は教育全般の必要であるが、その一大要件が教育心理學にあるのを見落してはならない。尙また、教育心理學は教育の實際經驗を基礎としてこそ研究を周到ならしめ得るものである性質から、就任後の教師再教育において、大に力を入れらるべきである。

(二) 學校經營における教育方法的諸施設の充實

この點は經費に關係することであり、我が國の現状において多くを望み難いかも知れないが、學校長、教師と共に、學校管理當事者全体の理解と努力とを希望して已まない。兒童圖書館、標本、各教科の實驗設備、幻燈、映畫、ラヂオ等を始めとして、教室工場化の諸施設、皆學校としての必須要件であり、更に、實社會に出づるに先立ちても、各専門の職業教育に進むに先立ちても、一應與へらるべき職業指導のための、各種職業活動の設備も必ず用意せらるべきである。

(三) 學校外諸社會教育施設との聯絡とその組織的活用の重要

學校が自ら各種の教育方法的施設を具ふると共に、廣く社會教育施設を活用することも極めて有利であり、教師の一努力でなければならぬ。又、それらの諸施設の積極的關心でもなければならぬであらう。たとへば、圖書館、博物館、動物園、植物園、美術館、更には映畫館、劇場等皆、學校の教育方法的擴張として用ゐらるべきであつて、從來の所謂見學の程度に止まらず、組織的に、學校教室の一部の如き自在と徹底とを以て活用せられる時、その個々の教科自學の便宜たる以上、公共訓練の上にも、独自の方法となり得るであらう。このことに含まれるが、特に工夫せらるべきはラヂオの學校教育に對する利用價值である。我國におい

ても疾くに着目せられておながら、未だ極めて粗淺の狀態を免れない。放送事業者と共に學校教育當事者の、一段の理解と熱意を望まずにあられない。

④ 兒童の學習態度そのものを指導する諸方法の採用

教育方法の問題は、兒童の學習態度の問題に歸着するといつてもよい。上來述べられるところも、つまりは兒童の學習態度の啓發を期するものであるが、更に、直接に、學習態度そのものを練習せしめ、指導し得る如き方法の採用は、怠慢なく教師によつて行はれなければならぬ。その方法は種々あるであらうが、教師對兒童の教育形態でないことは一つであつて、兒童をして、自ら動き、自ら研究せしめると共に、兒童相互の間に、よく語り、よく聴き、よく交渉し、よく協力し、よく助けられ、斯くして、自主的社會的、自發的能動的、性格の發展を養ふのであり、そのために、作業、殊に合同作業、グループによる共同學習、討論による相互研究、自治的集團活動等の教育方法が有效なることは言を俟たぬ。しかも、それらは、たゞ個々の教育方法の新しい型として取り入れられるに止まらず、眞に兒童の生活的自發に發動せしめてこそ、眞に教育的意義を發揮し得るものである。而して、兒童の生活的自發の最も眞純活潑なるものは遊戯生活であつて、その價值が理解せられ、遊戯から作業と研究への展轉過程を、各兒童において正しく經驗せしむることは、兒童の自學態度の指導の原來的要諦でなければならぬ。この意味において遊戯指導等の教育を第一義とする幼児期の幼稚園教育が、就學後の正しい學習態度によき基礎となることも考へられるのである。

四 正しい教育法の實現に對する障礙の除去

教育方法は、どこまでも實際の問題である、如何に理論的研究があり、實際的技能があつても、學校と教師との實狀態に、その障礙が存する時は、實現は困難ならざるを得ない。しかも、その障礙は狹義の方法問題を超へて、教育制度、學校體系、教師問題等に屬することが多く、それぞれの方面からの解決なくしては如何ともなし難く、我が國教育のための深憂として、強く訴へざるを得ない。以下その主なるものを挙げる。

(一) 學級兒童數の過多

新しい教育方法のすべては、兒童の個性に重きを置き、又個の活動を基礎とするといつてよいが、學級兒童數が時に六十を越ゆる多數の場合には、到底秩序ある自由活動を許し難く、亂雜か或は統制かの己むを得ないであらう。教師を多くし、教室の使用を繁くしても、兒童の一學級定員を限定することは、教育方法の立場からは緊急である。

(二) 教科課程の劃一

兒童そのもの、生活發展を主目標とする時、學校により、年度により、更に兒童個々により、その進度と質とが必ずしも同一であり得ないこと、同一でなくてよいことは當然である。それを劃一固定の標準化せんとする要求のために、教育方法の活潑な運営が妨げられることは明かである。この點において社會及び家庭にある謬見は速かに除かれなければならない。

(三) 試験による成績順位及入學資格の取扱

前述の標準化を如實にあらはすものとして試験による成績順位及入學資格の決定ほど、兒童の生活性發展の眞教育法を妨害するものはない。それがあるがために、教師も兒童も教科主義、記憶主義に陥らざるを得なくなるのである。試験を用ふるとすれば教育方法の一つとして、よく選ばれた問題によるべきであつて、決して成績に對する審判法であつてはならない。

(四) 教育方法の用意なき教師の無資格

教師の資格が、その人格にあり、その教科の知能にあるは言を俟たないが、兒童の生活々動を主對象とする限り、方法の教育科學的用意なきものは、教師の資格なきことも當然である。戦時中、教育方法に理解なき助教が如何に國民學校の兒童に不利であつたかは己むを得ない事候であつたとしても、中等學校の教師に知識本位で、教育方法監視の風のみあつたことは、中等教育の發達の障礙であつたのであるといはれる。

(五) 教師の過勞問題

教育の方法、殊に兒童の生活々動を主對象とする方法が、潑刺たる教師の精力によつてのみ實現せられ得ることには言を俟たぬ。しかも此點に

において、現在の教師に對する社會的尊重、その日々の職務の理解、その身分保證及び生活保證は、決して適正なりといへない。此の缺陷が解決せられない限り、教育方法は最も深い障礙を免れないであらう。教育のため深憂とするところである。

六、國語國字問題に關する意見

一、國語國字の簡易化をはかること

現在の國語國字には、わかりにくい漢語や讀みにくい漢字が多きに過ぎ、また表現の上においても、漢文脈や歐文脈のむづかしいひまはしか交つてゐて、一般國民の言語生活か、これによつてわづらはされ、これか國民教育の徹底をさまたげてゐることは、世界周知の事實である。この支障をとり除くための運動は、明治初年以來しばしば繰返されてゐるか、なほ十分にその効果ををさめるに至つてゐない。しかし、今や諸事一新の機に際して、はやくも民間には國語國字の簡易化の新しい動きが勢を得て來てゐる。一國文教の府たる文部省は、よろしくこの氣運を察して舊態をあらため、國民文化の向上のためにも、一日もはやくこの方面に積極的の努力を重ねられるべきである。議論の時期はすでに過ぎてゐる。

國語國字の簡易化は、その範圍がすこぶる廣きにわたるか、われわれは、まづ最初にとりあげられるべきものとして、次の諸項目に重きを置く。

20

ハ 文体の統一

現在世に行はれてゐる文体は口語文体普通文体書簡文体などさまざまであるか、從來の慣行にこだはらず、文章はすべて口語文体によることとする。國家の法令布達願届をはじめ官廳や會社の往復文なども口語文体による。法令などの假名も主として平假名を用ゐ、また、濁點半濁點句讀點を施すことにする。

ロ 漢語の整理

むづかしい漢語、耳に聞いただけではわからぬやうな漢語はつかはぬやうにする。あて字の使用はやめる。學術用語などについても言葉と文字との両面から、その平明化に注意する。

ハ 漢字の制限

むづかしい漢字はつかはないやうにする。やさしい漢字でもつかひ方のむづかしいものはやめる。字數に制限を加へるばかりでなく、運用にも制限を加へる。

漢字の音訓の整理にも及ぶ。字体の整理も必要である。

四 假名遣問題の解決

漢字の制歴の結果は、漢字のかはりに假名を用ゐる機會を一そう多からしめることになるから、假名遣の問題が重要性をもつ。

假名遣は、字音假名遣を表音的のものにあつたことについて、は異論が少いか、國語假名遣に關しては、今を歴史的假名遣を主張するものか相當に多いから、しばらく表音的のものを許容する程度にとめておくべきであらうか。

四 横書きの問題の解決

横書きの場合、原則として左から書くことと定めてよい。

二、國語の純化をはかること

國語の簡易化は、決して國語文化の水準の低下を意味するものではなく、むしろこれによつて國語の簡素美の發揚をも期待し得るはずである。それはともかくも、われわれは、われわれが祖先から傳承して來てゐる日本語を、ますますよく磨きあげて、これを後世千孫に語り傳へる義務

をもつてゐる。國語の純正をそこなつてはならないことはいふまでもない。その純正を保持するために、またさらにこれを磨きあげるために、われわれは常に意を國語の愛護に注かなければならない。標準語の制定、標準音の検討、標準語彙の選定、標準語法の整理、外來語の附屬をはじめ、國語の純化をめぐるべき調査研究の事項はかなり多いのである。これらは、單に學究のみまかせておくべき事からではない。

文教當局は國語政策に無關心であつてはならないのである。

三、ローマ字問題の處理について

ローマ字を國民學校で學習せしめることはよろしい。しかし、國民學校の教科書の大部分を横書きとし、これにローマ字をとり入れ、漸次にローマ字文を本文としようといふやうな意見には賛成しかねる。時期尚早である。

ローマ字の學習についても、劃一的にこれを行はしめることは困難であり、また不當でもある。少くとも都市と村落との間には差別をたてる必要がある。いづれにせよ、これは學校長の裁量にまかせ民衆

民情に應じてとりはからひ得ることにするのが適當であらう。

四、現代語の調査研究を進めること

國語國字の簡易化をはかる上からみても、國語の純化を考へる上から見ても、まづその對象となる現代語の調査研究の必要であることはいふまでもない。國民學校の國語の教科書の編纂に當つても、あらかじめそれだけの語彙を授けるかの基礎調査が現代語の調査研究の上に出來てゐなければならぬ。しかるに、從來この方面のことはいささかあまり顧みられてゐない。學研における研究事項のうちこれに觸れてゐるものもあるが、それは小規模のものである。われわれは、この點について、文部當局が特に考慮をはらはれることを要望する。

五、現代日本語大辭書の編纂事業をおこすこと

わが國において、從來大規模の國語大辭書特に歴史的大辭書の編纂事業が全く顧みられなかつたのは遺憾である。われわれは、歴史的大辭書の一環として、前項の現代日本語の調査研究の事業と表裏一体をなすものとして、現代日本語大辭書の編纂の事業を起されんことを提唱する。

これは、新生日本の出發に當つて、さばめて意義の深いものかあると信ずる。